

収 支 報 告 書

(令和 5 年分)

(ふりがな)
1 政治団体の名称
いづかじよせいしょうこうどうしかい
飯塚女性商工同志会

2 主たる事務所の所在地
飯塚市有安1-32

3 代表者の氏名
永井潤子

4 会計責任者の氏名
宮田朋子

連絡先 (担当者) 永井潤子
(電 話) 0948-43-9650

※ 事務担当者の連絡先も収支報告書の閲覧等の対象に含まれます。

※選挙管理委員会使用欄

団体コード (備考3)				年分	整理区分	入力	バ収
0	0	0	0	0	期属内 <input checked="" type="checkbox"/> 17② <input type="checkbox"/>	表紙 <input checked="" type="checkbox"/>	バ収 <input type="checkbox"/>
					期属後 <input type="checkbox"/> 解散 <input type="checkbox"/>	内容 <input checked="" type="checkbox"/>	資産 <input type="checkbox"/>

政治団体の区分

政党

政党の支部

政治資金団体

政治資金規正法第18条の2第1項の規定による政治団体

その他の政治団体

その他の政治団体の支部



活動区域の区分

2以上の都道府県の区域等

同一の都道府県の区域内

資金管理団体の指定の有無

無

有
(以下は、指定「有」の場合のみ記入)

公職の種類 _____
(現職・候補者の別)

資金管理団体の届出をした者の氏名 _____

国会議員関係政治団体の区分

政治資金規正法第19条の7第1項第1号に係る国会議員関係政治団体

政治資金規正法第19条の7第1項第2号に係る国会議員関係政治団体

公職の候補者の氏名 _____

公職の種類 _____
(現職・候補者の別)

資金管理団体の指定の期間

令和 年 月 日から
令和 年 月 日まで

国会議員関係政治団体に関する特例の適用期間

令和 年 月 日から
令和 年 月 日まで

(その2)

1 収支の総括表

収入総額	7,441	①+②
(前年からの繰越額)	1,441	① (前年報告書の繰越額)
(本年の収入額) 2 収入項目別金額の内訳 の(1)~(6)の計	6,000	② (本年の収入)
支出総額	6,000	③ (その13の合計を記入)
翌年への繰越額	1,441	①+②-③

2 収入項目別金額の内訳

(1) 個人の負担する党費又は会費		
金額		
員数	(党費又は会費を納入した人の数)	

(2) 寄附		
ア 寄附(イを除く。)の区分	金額	備考
(ア) 個人からの寄附	6,000	内訳を(その7)に記入 (寄附者の区分: 個人)
(うち特定寄附)	0	
(イ) 法人その他の団体からの寄附	0	内訳を(その7)に記入 (寄附者の区分: 法人その他の団体)
(ウ) 政治団体からの寄附	0	内訳を(その7)に記入 (寄附者の区分: 政治団体)
小計 ((ア)+(イ)+(ウ))	6,000	④
(寄附のうち寄附のあつせんによるもの)	0	
イ 政党匿名寄附	0	⑤
合計 (ア+イ)	6,000	④+⑤

(その7)

(7) 寄附の内訳 (寄附者の区分ごとに別葉とすること)			寄附者の区分	個人	
寄附者の氏名 (団体にあつては、その名称)	金額(円)	年月日	住所(団体にあつては、主たる事務所の所在地)	職業(団体にあつては、代表者の氏名)	備考
1					
2					
3					
4					
5					
6					
7					
8					
9					
10					
11					
12					
13					
14					
15					
この頁の小計	0				
その他の寄附	6,000				
合計	6,000				

※ 「主たる事務所の所在地」欄については、県外にあつては都道府県名から、県内にあつては市郡名から記入してください。

※ 同一の者からの寄附で年間5万円を超えるものについては、内訳を記載すること。なお、5万円以下の寄附であっても、必要に応じて記載して差し支えないが、5万円以下の寄附については、一括してその合計額を「その他の寄附」欄(下から2行目)に記載することができる。

寄附の内訳

(その13)

3 支出項目別金額の内訳

項 目		金額 (円)	備考 (※)		
			本部又は支部に対して供与した交付金に係る支出		
1 経常経費				⑥ 「資金管理団体」又は「国会議員関係政治団体」である期間中の支出は、項目(人件費を除く)ごとに様式(その14)に内訳を記載すること	
(1) 人件費	0		⑥		
(2) 光熱水費	0		⑦		
(3) 備品・消耗品費	0		⑧		
(4) 事務所費	6,000		⑨		
小 計	6,000		⑩	(⑥～⑨の計)	
2 政治活動費				項目ごとに 様式(その15)に内訳を記載すること	
(1) 組織活動費	0		⑪		
(2) 選挙関係費	0		⑫		
(3) 機関紙誌の発行その他の事業費	0		⑬		(ア+イ+ウ+エ)
ア 機関紙誌の発行事業費	0				
イ 宣伝事業費	0				
ウ 政治資金パーティー開催事業費	0				
エ その他の事業費	0				
(4) 調査研究費	0		⑭		
(5) 寄附・交付金	0		⑮		
(6) その他の経費	0		⑯		
小 計	0		⑰	(⑪～⑯の計)	
合 計	6,000			(⑩+⑰)	

※ 支出先が当該団体の本部又は支部であるものについては、項目ごとの額を備考欄に記入し、併せてその内訳を様式(その16)により報告すること。

☆支出がある場合は、本様式は必須となる。

(その17)

資産等の状況

1 資産等の総括表

資産等の有無			
資産等の項目別区分	有 ^(※)	無	備考
ア 土地	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
イ 建物	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
ウ 建物の所有を目的とする地上権又は土地の賃借権	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
エ 取得の価額が100万円を超える動産	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
オ 預金(普通預金及び当座預金を除く。)又は貯金(普通貯金を除く。)	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
カ 金銭信託	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
キ 有価証券	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
ク 出資による権利	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
ケ 貸付先ごとの残高が100万円を超える貸付金	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
コ 支払われた金額が100万円を超える敷金	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
サ 取得の価額が100万円を超える施設の利用に関する権利	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
シ 借入先ごとの残高が100万円を超える借入金	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	

※ 有の場合、その内訳を様式(その18)に記入すること。

必須様式(3/4)

宣 誓 書

添付書類（別添のとおり）

- 1 領収書等の写し
- 2 監査意見書（政党及び政治資金団体に限る。）
- 3 政治資金監査報告書（国会議員関係政治団体に限る。）

この報告書は、政治資金規正法に従って作成したものであって、真実に相違ありません。

宣誓日

令和 6 年 3 月 18 日

政治団体の名称 飯塚女性商工同志会

会計責任者の氏名 宮田 朋子  【署名又は記名押印】

※ 以下は解散日の属する年の収支報告書（解散届に添付する収支報告書）のみ記入すること。

{ 代表者の氏名 } 【署名又は記名押印】

（備考）会計責任者本人が提出する場合にあっては本人確認書類の提示又は提出を、その代理人が提出する場合にあっては当該代理人の権限を証する書面及び本人確認書の提示又は提出を行うこと。ただし、会計責任者本人の署名その他の措置を講ずる場合は、この限りでない

政治団体の解散に伴う報告書の場合は、会計責任者の氏名の他、代表者の氏名を記載すること。また、代表者及び会計責任者本人が提出する場合にあっては本人確認書類の提示又は提出を、これらの者の代理人が提出する場合にあっては当該代理人の権限を証する書面及び本人確認書類の提示又は提出を行うこと。ただし、代表者及び会計責任者本人の署名その他の措置を講ずる場合は、この限りでない。

必須様式(4/4)